

令和3年4月13日

保護者の皆様

尾道市立土堂小学校
校長 土居 理恵

警報発令時の措置等について（お願い）

平素は、本校の教育推進のために格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、尾道市の小学校における警報発令に伴う臨時休業等については、原則次の通り対応が決められております。

各ご家庭におかれましても、お子様の安全に係るご指導、また臨時休業となった場合の家庭での過ごし方のご指導等を宜しくお願いいたします。

1 児童への対応

(1) 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき

→ 臨時休業・学校給食停止とします。

(2) 警報発令（大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪，波浪，高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき

→ 臨時休業・学校給食停止とします。

②午前6時以降、始業時までに「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

→ 臨時休業とします。

→ すでに登校している児童の安全確保を図り下校させます。お迎えをお願いします。

③始業時以降に、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

→ 学校待機とします。

→ 児童生徒の安全確保を図り下校させます。お迎えをお願いします。

2 保護者のみなさまへの対応

- ・午前6時の段階及び午前6時以降始業時までに、臨時休業となった場合は、学校からメール又は電話により連絡します。
- ・始業時以降の警報発令により、授業打ち切り、下校見合わせや通学路の変更等があった場合は、学校から速やかに状況をメール又は電話により連絡します。